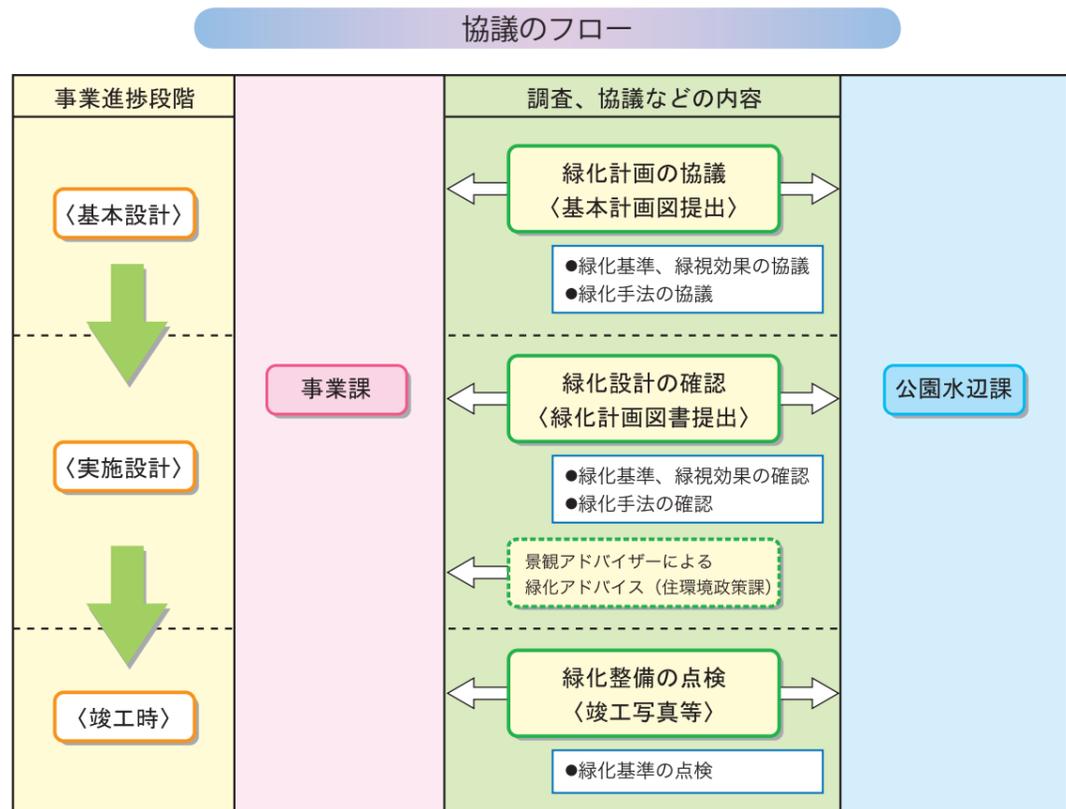


第6章 緑化協議の手続き

1 協議の手続き

各事業課は、公共施設の設置にあたり、基本構想段階より『新潟市みどりの基本計画』の主旨を反映させるよう努力するとともに、本ガイドラインに記される緑化基準を順守することが求められます。下表は各事業段階において事業課と公園水辺課との協議の流れを表したフローです。



協議の手順

◆基本計画（基本設計）

事業課は、基本計画の段階で相談を行ってください。その際、下表の資料を用意してください。

基本計画図の構成

書類名称	備考
緑化計画協議書	指定様式-1
基本計画図・完成予想図など、整備のコンセプトが分かるもの	様式・縮尺は任意 (必要に応じて断面図・詳細図等を添付)
施設の位置図	縮尺 1/10,000 程度

◆実施設計

実施設計が終了した段階で、事業課は「公共施設緑化計画図書」を作成してください。計画図書の内訳は下表のとおりです。

緑化計画図書の構成

書類名称	備考
緑化設計確認書	指定様式-2
緑化面積算出表	指定様式-3
緑化施設計画平面図	縮尺 1/500 以上 (必要に応じて断面図・詳細図等を添付)
緑化面積求積図	縮尺 1/500 以上
施設の位置図	縮尺 1/10,000 程度
その他	施設や植栽のコンセプトなどが分かる資料

◆竣工時

工事が完了した段階で、事業課は植栽に関する「竣工写真」などを提供してください。

竣工写真の構成

書類名称	備考
工事竣工写真	様式は任意 (写真撮影位置が分かる資料を添付)

なお、工事が完了した段階で植栽工事の内容に変更があった場合、事業課は公共施設緑化計画図書の変更を行い提供してください。

変更があった場合の提出図書

書類名称	備考
緑化設計確認書（変更）	指定様式-2
緑化面積算出表（変更）	指定様式-3
緑化施設計画平面図（変更）	縮尺 1/500 以上 (必要に応じて断面図・詳細図等を添付)